

**国の制度** 高等学校等就学支援金の申請および意思確認について  
(第2期以降:7月~翌6月(高3生は3月)分の授業料に対する支援金の申請)

7月分以降の高等学校等就学支援金の支給については、すでに個人番号(マイナンバー)を提出されているかどうかによって手続きが異なります。下記を確認いただき、手続きが必要な方は、必ず期日までに必要書類を提出してください。**4~5月に就学支援金を申請していない方は、全員、書類の提出が必要です。**

記

**4月~5月に就学支援金を申請していない方は、全員、提出が必要な書類があります。**  
**※個人番号(マイナンバー)を提出していない方**

◇まず、受給資格を確認してください。

(申請している方は、裏面へ)

1. 受給資格について

就学支援金(7月分以降の支給判定基準)は、

◇保護者全員の**所得確認基準額の合算額が、**

**304,200円未満の世帯(およそ年収910万円未満)が対象の制度**です。

※「所得確認基準額」は、下表により各自計算してください。

※判定基準が今回より変更になりましたので、ご注意ください。

~所得確認基準額とは~

以下の計算式により算出してください。

〔計算式〕

市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※

※政令都市(神戸市、大阪市等)の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※税に関する内容は個人情報です。計算方法についてご不明な点がございましたら、各市町村の市民税担当課にお問い合わせください。

※課税標準額および調整控除額は、下記のA~Cのいずれかの書類で確認してください。

- A. 令和2年度特別徴収税額決定通知書 ※お勤めされている方(職場から配布・長細い用紙)
- B. 令和2年度納税通知書および明細書 ※自営業の方(ご自宅へ届きます。冊子状)
- C. 令和2年度課税(非課税)証明書 ※A・Bの書類が無い方(市役所等で取得・A4)

またはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、右上のQRコードを利用して確認ください。

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120-95-0178

※税が未申告の場合、所得確認を行うことができず、就学支援金の支給ができない場合があります。申告がお済みでない方は、直ちに税務署・市町税担当課へ申告してください。

## ■受給資格がない方（7月分以降の就学支援金の対象世帯では無い方）

「意思確認書（申請なし）」※学校ホームページからダウンロードしてください。を事務局に直接提出してください。

## ■受給資格がある方（7月分以降の就学支援金の対象世帯の方）

申請に必要なログイン ID が記載されている「**個人番号カード（写）等添付台紙**」をお渡ししますので、事務局まで受け取りにきてください。（事前にご連絡いただけるとお渡しがスムーズです。）

その上で、**2. 提出書類について**に記載の書類①～③の3点を、学校事務局まで簡易書留で郵送してください。

なお、国の判定による為、申請しても、所得制限等該当の理由により支給が受けられない場合がありますこと、予めご確認ください。

## 2. 提出書類について

### ①高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書（様式第1号）（A4 両面）

※学校ホームページからダウンロードしてください。A4サイズで両面印刷してご利用ください。

〈記入の際の主な注意事項〉

※すべて、ボールペンで記入してください。（消えるボールペン不可）

（表面）※最初の項目は、「受給資格認定申請書（初回時）」にレ印を入れてください。

※確認事項2点は、両方ともレ印を入れてください。レ印が無い場合は、申請を受理できません。

（裏面）※2. の保護者については、収入の有無に関わらず、保護者（親権者）全員について、記入してください。専業主婦（夫）等で収入が無い場合も、記入が必要です。

※3. の確認事項も必ずレ印を入れてください。レ印が無い場合は、申請を受理できません。

### ② 個人番号カード（写）等添付台紙 ※事前に事務局まで添付台紙を取りに来てください。

①か②のいずれかを貼付

※親権者全員分をご用意ください。

※必要事項を記入し、①「個人番号カードの裏面（個人番号が記載された面）の写し」か、②「通知カードの写し」を、添付欄に貼付して提出ください。

ただし、通知カードの写しを提出する場合には、以下2点のいずれかに限ります。

- ・通知カードの記載事項に変更が生じていない。
- ・2020年5月25日までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、2020年5月25日前までに変更手続きをとっており、その日以後変更が生じていない。

これらに該当しない方、または変更は生じていないが通知カードがお手元にない方は、親権者全員分が載っている、マイナンバー記載ありの住民票（または住民票記載事項証明書）の原本を、同封してください。

《①個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面》



（顔写真入りのプラスチック製カードです）

《②通知カード》



※変更が生じていないこと

（裏面に続く）

③ 本人確認書類 ※親権者**全員分**をご用意ください。

【下記 A～C のいずれか 1 点を親権者全員分同封してください。】

- A 個人番号カードの表面（顔写真がある面）の写し
- B 運転免許証の表面（顔写真がある面）の写し
- C 旅券（パスポート）の顔写真のページの写し

【上記 A～C の書類が無い方は、下記 2 点を同封してください。】

- ① 「健康保険証」の写し と、② 「年金手帳」の写し

3. 提出期限 2020 年 7 月 14 日（火）（※締切厳守・簡易書留で郵送のこと）

※個人番号を扱う為、必ず簡易書留（または書留）で事務局へ郵送してください。

※事情により、提出が遅れる場合は、事務局までご連絡ください。

4. 問い合わせ先・提出先 ※簡易書留（または書留）で郵送してください。

〒657-0022 神戸市灘区土山町 6 番 1 号 親和女子高等学校事務局 就学支援金担当 宛  
TEL:078-854-3800 / FAX:078-854-3804（月～金 8:00-17:00 / 土 8:00-15:00）

**4 月～5 月に就学支援金を申請した方**  
**※個人番号（マイナンバー）を提出した方**

原則、手続きは不要です。（書類の提出は不要です。）

※4 月～5 月に提出いただいている個人番号から令和 2 年度の税額を国が照会し、対象世帯かどうかを判定し、対象世帯であれば、引き続き就学支援金が支給されます。なお、7 月分より、判定基準が変更されましたので、表面の 1、受給基準についてをご確認ください。

ただし、保護者の状況に変更（課税額の変更、離婚・死別、養子縁組等による保護者変更等）が生じた事により、対象世帯となる場合には、高等学校等就学支援金収入状況届出書（A4 両面）※を郵送もしくは事務局に直接提出してください。マイナンバーの再提出は不要です。

※対象世帯かどうかについての判定は、表面の 1、受給資格についてをご確認ください。

（提出書類）高等学校等就学支援金収入状況届出書（A4 両面）1 点

※学校ホームページからダウンロードしてください。A4 用紙に両面印刷のこと

（届出書の記入上の注意）

※最初の項目は、「収入状況届出書（2 回目以降）」にレ印を入れてください

※確認事項 2 点は、両方ともレ印を入れてください。レ印が無い場合は、申請を受理できません。

提出期限：2020 年 7 月 14 日（火）（締切厳守・郵送可）

〒657-0022 神戸市灘区土山町 6 番 1 号  
親和女子高等学校事務局 就学支援金担当 宛

☆提出書類（1 点）

「高等学校等就学支援金収入状況届出書」（両面 A4・学校ホームページからダウンロード）

## 5. 就学支援金の受給額（月額）表

### ※就学支援金の支給区分について

保護者全員の 所得確認基準額※の合計	支給区分	支給月額(※)	注意事項
		全日制	
154,500 円未満	加算あり	33,000 円	※授業料額が上限となりますので、記載の額より実際の支給額が低くなる可能性があります。
154,500 円～304,200 円未満	加算なし	9,900 円	

## 6. その他

### ○就学支援金の受給方法・送金時期について

認定された後、県からの決定通知後に、学校から授業料引落口座へ送金しますので、授業料から減額はありませぬ。国の決定時期後に手続きするため、送金時期は未定ですが、決まり次第、学校より通知書を配布しますので、それまでお待ちください。

なお、個人番号を提出いただき認定された場合は、来年以降の更新手続きは不要です。ただし、今回不認定となり、来年に再度受給資格認定申請を希望される場合は、再度 受給資格認定申請書と個人番号の提出が必要です。

また、今回、申請されなかつた方で、税の更生や保護者の変更等により、所得割額に変更が生じた場合は、変更が分かり次第、事務局までご連絡ください。

### ○住所（課税地）について

平成31年1月2日～令和2年1月1日までに、保護者住所が市町村を超えて変更となっている場合、事務局までご連絡ください。

### ○保護者（親権者）とは（就学支援金事務処理要項より抜粋）

この制度における保護者とは、子に対して親権を行う者であり、一義的には実父母が共同で親権を行う。保護者が再婚した場合、再婚相手が養子縁組を行わず親権者とならない場合は、再婚相手は保護者には該当しない。